令和５年度移住・定住推進連携事業
企画提案募集要領

この要領は，宮城県が実施する「令和５年度移住・定住推進連携事業（以下「本業務」という。）」を業務委託するに当たり，事業の企画提案を広く募集し，総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

１ 目的

首都圏等から宮城県（以下，「県」という。）へのひとの流れをつくり，県全体で移住者の受入と定着を図るためには，市町村や関係団体等と連携した移住先としての知名度向上や，受け皿体制の構築に取り組んでいく必要がある。そこで，県への移住・定住を推進するに当たって，県内全域で展開・連携が可能な事業を，移住・定住推進連携事業として募集するもの。

２ 応募資格

（１） 本業務の企画提案書提出締切日時点で「みやぎ移住・定住推進県民会議」の会員であり，かつ法人格を有する者。

（２） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）第１項及び第２項の規定に該当しない者であること。

（３） この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和２年４月１日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

（４） 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（５） 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年１１月１日施行）別表各号に規定する措置要件並びに政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定する政治団体及び宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体に該当しない者であること。

（６） 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。本県の指示に柔軟に対応し，随時，迅速かつ具体的な連絡や協議等が可能であること。

３ 募集する提案

本業務で募集する事業内容は下記及び「令和５年度移住・定住推進連携事業企画提案に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

下記に示す委託上限額は，消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。また，この金額は契約金額の限度額を示すものであり，県がこの金額で契約することを保証するものではない。

なお，同一団体が複数の事業に応募することはできないものとする。

（１） 移住受入体制強化事業

イ　本県への移住促進に繋がる新キャッチコピー及びロゴマークの作成を行い，本業務において開催する「みやぎ移住・定住推進県民会議」の場にて発信力のある著名人をゲストとして招き，御披露目を行う。

ロ　本業務において作成した新キャッチコピー及びロゴマークを活用したポスター，テー

ブルクロス，椅子カバーを制作する。

ハ　令和５年度で第１０回目の開催を記念する「みやぎ移住・定住推進県民会議」の企画・運営を行う。

二　その他

・　提案募集数：１事業

・　委託上限額：４，０００千円

（２）みやぎ移住知名度向上事業

イ　移住先として「宮城県」を選んで貰うため，当県の知名度を向上させるためのプロモーションを企画・運営する。

ロ　令和５年１１月１８日（土）に実施する「宮城県移住フェア（仮）」の広報，広告を実施する。

ハ　（１）事業で作成した新キャッチコピーの広報を実施する。

二　必要に応じ，（３）事業で実施するイベントや企画の広報を実施する。

ホ　その他

・　提案募集数：１事業

・　委託上限額：２，５００千円

（３）自由提案

イ　他地域の参考となり得る又は全県での展開が可能となる取組であって，首都圏等の県外住民の移住ニーズの掘り起こしや将来的な移住の実現に繋がるものを対象に業務内容の提案を受けるもの。

ロ　その他

・　提案募集数：１事業

・　委託上限額：１，５００千円

4 スケジュール（予定含む）

期　　間	内　　容
令和５年４月１日（土）	企画提案募集開始
令和５年４月１日（土）から 令和５年４月７日（金）午後５時まで	質問受付
令和５年４月１２日（水）	質問回答
令和５年４月２４日（月）午後５時まで	企画提案書の提出締切日
令和５年４月２８日（金）（予定）	［３者を超える場合］企画提案書の書面審査
令和５年５月２日（火）（予定）	［３者を超える場合］書面審査の結果通知
令和５年５月１２日（金）（予定）	プレゼンテーション審査
令和５年５月中～下旬（予定）	審査結果通知，仕様協議，選定業者との契約準備
令和５年６月１５日（木）（予定）	契約締結

5 事業に関する質問受付及び回答

本業務に関する質問については，質問書を提出すること。なお，口頭及び電話による照会につ

いては応じない。

（１）　受付期間

令和５年４月１日（土）から令和５年４月７日（金）午後５時まで

（２）　提出先

宮城県企画部地域振興課　移住定住推進班

電子メールアドレス：tisini@pref.miyagi.lg.jp

（３）　提出方法

質問書（様式第１号）を用いて，電子メールのみにて受け付ける。

（４）　回答方法

質問に対する回答は，集約したものを本県のウェブサイト（地域振興課）において令和５年４月１２日（水）に公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。ただし，質問又は回答の内容が具体的な提案事項に密接に関わるものや，参加資格に関することについては，質問者に対してのみ回答する。また，質問の内容によっては回答しない場合もある。

６ 事業の企画提案書の提出

（１）　提出期限

令和５年４月２４日（月）午後５時まで（必着）

（２）　提出方法

郵送又は持参とする

（３）　提出先

宮城県企画部地域振興課　移住定住推進班

住　所　〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁８番１号（宮城県行政庁舎６階南側）

（４）　提出書類

イ　企画提案届出書（様式第２号）	《１部》
ロ　企画提案書（様式第３号）	《９部》
ハ　業務工程表（様式第４号）	《９部》
ニ　事業経費参考見積書（様式第５号）	《９部》
ホ　提案者組織の概要がわかるもの（任意様式）	《９部》
ヘ　企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第６号）	《１部》
ト　提出書類一式のPDFデータを保存した電子媒体	《１枚》

・　電子媒体はCD又はDVD-ROMとする。

（５）　提出後の変更

提出された書類について，提出後の差し替え，変更及び取消は一切認めない。

また，提出された書類は一切返却しない。

（６）　無効の取扱

次のいずれかに該当する場合は，無効とする。

イ　提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合，又は文意が不明である場合。

ロ　本募集要領等に従っていない場合。

ハ　下記７に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合。

ニ　同一の団体等が２つ以上の企画提案書を提出した場合。

ホ　企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ，または不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合。

ヘ　民法（明治２９年法律第８９号）第９０条（公序良俗違反），第９３条（心裡留保），第９４条（虚偽表示）又は第９５条（錯誤）に該当する提案

（７）　その他

イ　企画提案書の提出を取り下げる場合は，速やかに「取下願」（様式第７号）を提出すること。

ロ　取下願の提出があった場合も，既に提出された企画提案書等は返却しない。

ハ　企画提案書等の再提出は認めない。

ニ　審査は提出された企画提案書により行うが，提案受付後，提案内容について説明を求めることがある。

７ 契約相手方の決定

（１）　業務受託候補者の選定

県が設置する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において，応募者の企画提案内容を総合的に審査し，最も効率的かつ効果的な企画を提案した者１者を業務受託候補者として選定する。

（２）　審査方法

イ　企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を，審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い，各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者１者を，業務受託候補者として選定する。

ロ　イにおいて，順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は，各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者１者を業務受託候補者として選定する。評価点が同点の場合は，委員長が業務受託候補者を選定し，選定に当たり疑義が生じた場合は，選定委員会で協議の上，業務受託候補者を選定する。なお，次点の者の場合にもこの基準を適用し，８の業務受託候補者とする。

ハ　イ及びロの規定にかかわらず，採点評価の結果，各委員が採点した評価点の総計の平均が６割に満たない場合は選定しないものとする。

ニ　なお，応募者が３者を超えた場合は，プレゼンテーション審査の前に，選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し，プレゼンテーション審査に参加できる上位３者を選定する。

（３）　審査基準

別紙１「評価基準」のとおりとする。

（４）　一次審査（書面審査）

イ　実 施 日　　　　令和５年４月２８日（金）（予定）

ロ　審査方法

応募のあった企画提案書について，７（３）の審査基準に基づき審査し，上位３者を選定する。採点評価・順位付けは７（２）イからハに規定する方法に準じる。

ハ　一次審査結果の通知

全ての応募者に対し，電子メールにて選定結果を通知する。また，上位３者に対してはプレゼンテーション審査日程を併せて通知する。

なお，一次審査を実施しなかった場合は，全ての応募者に対し，プレゼンテーション審査日程等を書面にて通知する。

（５）　プレゼンテーション審査

イ　実 施 日　　　　令和５年５月１２日（金）（予定）※詳細は改めて通知。

ロ　実施会場　　　　宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号
　　　　　　　　　　宮城県行政庁舎６階南側　企画部会議室（予定）

ハ　実施時間　　　　２０分以内（提案説明１０分以内，質疑応答１０分以内）

ニ　出 席 者　　　　３名以内

ホ　資料の追加及び使用可能機材

応募者は，応募した企画提案書（書面）に基づいて提案内容の説明を行うものとし，プロジェクター及びパソコンの使用は認めない。また，当日の追加資料の配付や資料の差し替え等は認めない。

ヘ　プレゼンテーション結果の通知

審査終了後は，プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を書面等にて通知する他，選定結果については宮城県公式ウェブサイトに公表する。

（６）　応募者が１者又はない場合の取扱

イ　応募者が１者の場合

上記７（５）によるプレゼンテーション審査を実施し，業務を適切に実施できると判断された場合は，当該者を業務受託候補者として選定する。

ロ　応募者がない場合

選定委員会に諮った上で，再度企画提案を募集するものとする。

（７）　その他

審査（選定）内容に係る質問や意義は一切受け付けない。

８ 委託契約の締結

本業務は，原則として，業務受託候補者に委託することとする。

委託する仕様内容は，仕様書及び企画提案された内容を踏まえ，宮城県と業務受託候補者とで協議の上決定することとし，業務受託候補者が業務委託契約を辞退した場合にあっては，企画提案の審査で次点の評価を受けた者を業務受託候補者とする。

宮城県は，選定した業務受託候補者と見積合せを実施し，契約金額を確定した後に契約を締結する。

なお，委託業務の実施に関して，業務受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく，県と業務受託候補者で協議の上，決定するものとし，協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を業務受託候補者とする。

9 注意事項

（１） 企画提案に要する費用は，すべて応募者の負担とする。

（２） 企画提案に参加する者が不穏な行動をするとき，又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは，プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

（３） 県は，応募者から提出された提案書等は，本業務における業務受託候補者の選定以外の目的に使用しないものとする。

（４） 応募者は，本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は，県の了解なく公表又は使用してはならない。

（５） 提出された企画提案書等は，行政文書となるため，情報公開条例（平成１１年宮城県条例第１０号）による開示請求があった場合，非開示部分（個人情報や公開することにより応募者の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き，開示することとなる。

10 問合せ先

宮城県企画部地域振興課　移住定住推進班

〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号

ＴＥＬ　022-211-2454

ＦＡＸ　022-211-2442

Ｅ-mail　tisini@pref.miyagi.lg.jp